

学位請求論文審査報告要旨

2016年3月9日

請求者 田中大二郎
論文題目 フランス近代思想史 — 習俗の十八世紀
古代・ルネサンス・モラリスト・自然法・モンテスキュー・風土・唯物論・
フランス道德思想史試論

論文審査委員 森本淳生 森村敏己 佐野泰雄

1 本論文の内容と構成

本論文では、習俗 *mœurs* とは、近代（16—18世紀）フランスの知識人が、人間のふるまいを倫理的に考察する際、最重要の参照系として道德の上流に設定していた概念であるとされる。そして、多くの文献をもとに、この概念の構成要素が解析され、その消長が論じられる。論文題目が示す通り、論述の力点は特に18世紀に置かれている。論文の構成は、以下の論文目次が示す通りである。

凡例

緒言 - 「習俗の十八世紀」予備的考察	1
第1節 道德の二つの源泉と習俗	1
第2節 道德と習俗の違い	5
第1章 序論	6
第1節 問題の所在 — 習俗をめぐる12の問題系	6
第2節 先行研究・概観	20
第3節 十八世紀習俗思想史・専門研究解説	25
第1項 ベンレカッサ Benrekassa, Georges	25
第2項 ウェイド Wade, Ira O	29
第3項 サラウン Salaün, Franck	31
第4節 論証課題の設定	39
第1項 論証課題（一）自然法と「習俗に関する学」に関する論証課題	39
第2項 論証課題（二）モンテスキューの習俗に関する論証課題	40
第3項 論証課題（三）道德論における習俗の消滅という論証課題	42
第5節 本論の方法	43
第6節 本論の構成について	46
第7節 研究史への貢献	47
第8節 資料について	50
第2章 習俗の意味の四源流	50
第1節 習慣づけによる道德的徳 — アリストテレス	51
第2節 父祖の習俗 <i>mos majorum</i> と人間の性格の多様性 — キケロ	54
第3節 体液説と風土論 — ヒポクラテス、アリストテレス、ガレノス	62

第4節	習俗という負のエネルギー — 十八世紀人とアウグスティヌス『神の国』	87
第3章	「習俗 <i>moeurs</i> 」 語義の総合的検討	102
第1節	十七世紀 — ニコ、リシュレ、フルティエール、アカデミー・フランセーズの辞書	104
第2節	十八世紀 — フルティエール第二版、ポリスにおける習俗、百科全書	109
第3節	十八世紀後半 — 二つの百科事典	118
第4章	十六世紀（ルネサンス期）の習俗論の三様態 — ラ・プリモーダイ、モンテーニュ、ボダン	141
第1節	十六世紀と三人の思想家	142
第2節	ラ・プリモーダイ — 宮廷アカデミーと習俗の確立	144
第3節	モンテーニュ — 極度に腐敗した習俗、懐疑する自分と護教論	160
第4節	ボダン — 風土と習俗、監察、道徳論の中の習俗	174
第5節	習俗 — 徳の議論と体液の議論、「習俗に関する学」へ	189
第5章	十七世紀 — 「かれら」の習俗、モラリスト、王の習俗、習俗に関する学	191
第1節	社交、礼節 <i>bienséances</i> 、話し言葉、古典主義、合理主義、文芸共和国	192
第2節	空間の境界を超えた人々の習俗への関心と「かれら」に対する道徳的態度 — デカルト、シラノ・ド・ベルジュラック、パスカル、ピエール・ベール	197
第3節	モラリスト — その定義の可能性とヴァン・デルフトの「古典主義時代のモラリスト」定義	207
第4節	アカデミー関係者による王の習俗と王の教育 — ゴンバーヴィルからフェヌロンへ	221
第5節	ユアルトの『精神の検討』と十七世紀フランス思想	230
第6節	クルトの「習俗に関する学」	247
第6章	フランスの自然法思想の受容と「習俗に関する学 (<i>science des moeurs</i>)」	253
第1節	自然法思想の概要説明	253
第2節	自然法の論点 — 政治	257
第3節	自然法の論点 — 道徳	262
第1項	自然法と習俗の接点 — 古代～中世～近代	262
第2項	近代自然法学派 — 懐疑論と対決するグロティウス、プーフェンドルフ	268
第4節	バルベイラックの「習俗に関する学」	278
第5節	「習俗と人間本性」の問題系における自然法	297
第7章	モンテスキューの習俗と風土論	301
第1節	十八世紀前半の習俗をめぐる思想状況	301
第2節	モンテスキューの習俗をめぐる思想解読の指針	304

第3節	『ペルシャ人の手紙』の習俗－ペルシャ人の道徳的態度と「道徳的原因」	307
第4節	『ローマ人盛衰原因論』－ローマ人の性格と習俗の問題系	317
第5節	『法の精神』の論点整理とモンテスキューによる習俗の問題系解体	336
第6節	『法の精神』三政体論の習俗－「かれら」と「われわれ」を方法的に用いた習俗の問題系の解体	339
第7節	『法の精神』climatに関わる認識論的な問題と古代の知	356
第8節	『法の精神』同時代の風土論－モンテスキューへの思想的影響、同時代人々の風土への関心	367
第9節	『法の精神』北方の人々の優越、アジア専政と一般精神－もう一つの「かれら」	373
第10節	『法の精神』穏和な習俗 (moeurs douces)	382
第11節	『法の精神』出版後の批判	386
第12節	モンテスキューの風土論の権威化と地理学－ダランベール、ボルドゥ、マルト・ブラン、ルシアン・フェーヴル	389
第13節	コンディヤックの習俗定義とモンテスキューの思想受容に関わる三つの流れ	394
第8章	習俗のリアルタイム性－デュクロ、ギトン・ド・モルヴォー、セルヴァン	398
第1節	習俗のリアルタイム性	398
第2節	デュクロ	400
第3節	ギトン・ド・モルヴォー	413
第4節	セルヴァン	422
第5節	習俗のリアルタイム性と習俗の問題系、デュクロからカバニスへ	436
第9章	『法の精神』前後の風土論と習俗－「穏和な風土」「中間地帯」から文明論へ	439
第1節	概要－風土論継承者の理解に必要なウェイドの研究への補足と更新	439
第2節	デュボス－近代人-古代人論争、感性、風土とフランス人	443
第3節	エスピアール－「穏和な地帯」と文明、風土、教育、習俗、徳、洗練、デスポティズム	461
第4節	グロズレー－風土の法と諸国民の法	487
第5節	カスティヨン－習俗をめぐる様々な価値の並存	489
第6節	ピション－中間地帯と価値化されるフランスの習俗	496
第7節	ブリソー－「穏和な風土」「穏和な習俗」の一体化と刑罰の穏和	500
第10章	唯物論者ら－ドルバック、ディドロ、エルヴェシウス	506
第1節	唯物論と十八世紀の唯物論の性格	506
第2節	十八世紀の唯物論の方法について	509
第3節	ドルバック－「習俗の腐敗」論駁、体液に基づく気質論、世論	512
第4節	ディドロ－技術の知と運用に関わる習俗、身体論	522
第5節	エルヴェシウス－身体的感受性、習俗の腐敗、一般的利害	532

第 11 章	カバニスの『人間身心関係論』と習俗の消滅	541
第 1 節	カバニスの『人間身心関係論』	542
第 2 節	カバニスと習俗の消滅	556
第 3 節	アカデミシアン <small>の</small> 習俗論の「縦の系譜」の終点	559
第 12 章	「習俗の十八世紀」結論	560
[APPENDIX] 補遺	－ モンテスキューとルソー、法と習俗と世論、革命における習俗	573
[ANNEXE] 付録		587
[INDEX]		603

文献一覧

2 本論文の概要

緒言では、道徳と習俗の基本的な捉え方が示される。道徳に関する近代フランスの言説の源泉として、プラトン（イデアについての「知」）、アリストテレス（アレテー）が提示される。また、習俗は、歴史的・地域的に限定された生活様式、といった一般的意味とともに、価値感の束として、法や規制の影響を受けない、また受けてはならない倫理的審級とも捉えられており、その意味で、道徳の「上流」に位置するものであったことが示される。

第 1 章序論では、まず、フランス近代の道徳思想を、古来よりの議論のコンテクストの中で解析、説明するためのツールとして以下の 12 の「問題系」を設定する。習俗と徳、習俗と性格、習俗と奢侈、習俗と腐敗、習俗と流体、習俗と監察、習俗と法、習俗と風土、習俗と教育、習俗と人間本性、習俗と世論・公論、習俗とシヴィル、である（第 1・5 節）。次に、研究史のパノラマが展開される。18 世紀研究に力点を置く論者が特に参照するのは、ベンレカッサ、ウェイド、サラウンの研究である。これら三者の研究に依拠しながら、研究史を刷新していく方向が示される（第 2・3・7 節）。そして、そのための三つの論証課題が以下のように設定される。1) バルベラックが近代自然法思想を「習俗に関する学」として導入し、かつそれが後の唯物論に素材を提供したこと。2) モンテスキューの風土論と政体論が従来の相対主義的な習俗論を弱体化させ、ヨーロッパ優位の価値化を行っていること。3) 空間的・時間的に規定される人間集団を覆う傘としての習俗概念が、感覚論を経た唯物論により無効化されること。それが端的に 18 世紀末のカバニスの立論によって現れていること、である（第 4 節）。

第 2 章は、習俗の概念構成に寄与する 4 個の源流を説明するものである。各節の副題に示されているとおり、アリストテレスの、倫理的行為の源泉にある知＝ロゴス（第 1 節）、キケロの共和主義的徳の源泉にある父祖の習俗（第 2 節）、近代の自然学的人間論を準備するよう見える、古代の 4 体液説と風土論（第 3 節）、その後長らくキリスト教圏を支配することになる、現世否定的習俗壊敗論の源泉であるアウグスティヌス（第 4 節）が論じられる。

第3章は、フランス・アンシャン・レジーム期の各種辞典、事典に現れた「習俗」の語義の点検にあてられる。第1・2節に関しては、目次の副題にある通り。第3節では、18世紀後半に刊行された2つの法律事典の習俗の項目においては、近代自然法理論、あるいはそれに結びついた社会契約論に対抗する重要な契機として習俗が設定されていたことが示される。

第4章では、16世紀後半ルネサンス期の重要な思想家3人を取り上げ、古代の習俗概念の源流が継承されていることが確認される。すなわち、ラ・プリモーダイにおいては習俗と徳の問題系（第2節）、モンテーニュにおいては習俗と腐敗のそれ（第3節）、ボダンにおいては習俗と監察、習俗と風土などの問題系（第4節）を通しての継承が確認されるのである。ただ、16世紀の段階では、習俗はいまだ学 *science* の対象になっていないことが確認される（第5節）。

第5章では、17世紀フランスにおける文化的特質が説明された（第1節）あと、大航海時代を経て、非ヨーロッパ圏の習俗へと関心が向かうと同時に、自己の習俗への立ち返りが指摘される（第2節）。さらに、論者が言うところの、17世紀における習俗と学の出会いが、体液や気質を基礎に人間精神の機序を論じた二人の著者ユアルト（第5節）およびクルト（第6節）と、文人たち（第3・4節）の著作を軸に提示される。

第6章では、18世紀のフランスにおける、道徳思想としての自然法を受容が考察対象になる。まず、ダントレーブの標準的な研究に基づき、自然法思想の歴史的展開が略述される（第1節）、続いて、自然法に依拠した抵抗権によってブルジョワ市民階級が権力を獲得したという神話が指弾される（第2節）。第3節では、グロティウスとプーフENDORFの近代自然法思想が、人間の社交性と自己保存を中核とする肯定の理論構造により懐疑論を克服するものであることが論じられ、さらに、彼らの仏訳者であるバルベラックが、自然法の中核理論を普遍的な道徳則として提起した「習俗に関する学」が当時のフランス知識人に与えたインパクトに論及される（第4・5節）。

第7章はモンテスキューが取り扱われる。予備的考察として18世紀前半の習俗をめぐる思想状況が説明され（第1節）、続いてモンテスキューのテキストの解説方針が示される（第2節）。すなわち、『法の精神』の主要な論点である風土論と政体論の射程を、方法論的に設定された問題系のいくつか（習俗と風土、習俗と奢侈、習俗と性格、習俗とシヴィル）によって見極めることが予告されるのである。『ペルシャ人の手紙』と『ローマ人盛衰原因論』とがそれぞれ扱われる第3・4節では、従来の習俗論を支配した要素のひとつである、共和政ローマの習俗の特権的範例性の剥奪の方向が示される。さらに、『法の精神』論の序説である第5節では、モンテスキューの、穏和な風土・習俗論による同時代のヨーロッパの価値化の方向が示される。次節からは、これらの方針に基く『法の精神』の具体的な検討が開始される。第6節では、従来の習俗論を強力に牽引した共和政ローマを習俗論から切り離す作業が論じられ、第7・8・9・10節では、専政が支配する「南」との比較による、穏和な「北」の君主政ヨーロッパの価値化が詳細に解明される。第11節で描かれるのは、『法の精神』刊行後の批判にもかかわらず、自説を維持するモンテスキュー。そして、第12節では、モンテスキューによる穏和な風土（ヨーロッパ）の特権化が19世紀にあっても支配的であることが示される。第13節は、モンテスキューの受容のありようが、1) 同時代の習俗

を肯定し、習俗に法を凌ぐ高い秩序維持能力を認め、その主張を社会に発信するデュクロなど、2) 「穏和な風土」の特権化を継承するが、それを文明論的に展開するダランベールなどの知識人、3) モンテスキューの風土論を否定し、感覚論に立脚した道德教育を重要視する唯物論系の知識人、の三つに分類され、次章以降の論述の準備にあてられる。

第8章では、前章末尾の分類1) に従い、1748年刊行の『法の精神』の論を受け止める三名の知識人が取り上げられる。予備的考察(第1節)に続いて、第2節ではデュクロ『当世習俗論』1751が分析され、「社会」が道德の上流に置かれていること、習俗の改善には個人の利害と共通の利害の一致、人類愛などへと導く教育が重要であるなどの論点を抽出する。第3節では、職業への従事を習俗の基礎に置くギトンの演説1769が取り上げられ、そこで古代以来の習俗の問題系が用心深く回避されていることを読み解く。デュクロにせよギトンにせよ、モンテスキューが行った従前の習俗問題系からの脱却を踏まえていることが確認される。しかし、同時代の論者がすべてそうだったわけではない。第4節では、古代の共和政の徳を強く参照するセルヴァンの演説が取り上げられている。いずれにせよ、習俗は集団の道德の上流にあって、人々のふるまいを統御するものとして構想されていることにはかわりはない。第5節では、18世紀末にいたって、道德に関する考察から習俗を外し、個人の心身関係の習慣づけを主たる関心事とするカバニスが登場することが予告される。

第9章では、『法の精神』において(穏和な)風土論が出現するその前後のコンテキストが論じられる。第1節では、ウェイドの研究史上の評価が行われ、それを補足刷新する方針が示される。第2節では、デュボスを取り上げられ、『法の精神』に先行するふたつの著作(1719年、1734年)が検討される。論者は、これらふたつの書物で風土論が展開されていること、ヨーロッパを芸芸が根付く土地として他地域からの優越を主張していることなどを取り出す。続いて第3節ではエスピアールの『諸国民の精神』の1743年版と1752年版が扱われ、穏和な「中間地帯」、習俗によって緩和された(ヨーロッパの)君主政の特権化が指摘される。第4節は、モンテスキューの継承者と目されるグロズレーの著『法の習俗への影響について』1757への短い言及である。第5節は、エスピアールに多くを依拠しつつ書かれたカスティヨンの『物理的原因と道德的原因に関する考察』1769を素材にして、モンテスキュー「後」、習俗論が従来の問題系から一気に離脱したわけではないことが主張される。そして、第6節(ピション『歴史の自然学』1765)、第7節(ブリソ『死刑廃止について』1780)では、穏和な中間地帯、穏和な習俗がまったき特権化を受け、円環的な歴史観を克服して進歩主義的な文明史観への推進力となる様子が示される。

第10章では唯物論者たちが論じられる。まず、18世紀の唯物論の解説が行われる(第1・2節)。特に当時の唯物論の関心対象が、人間身体を起点とし感覚を媒介とした知の解明、人間の行為と他者との関係という道德的次元であったことが喚起される。第3節ではドルバックが、第4節ではディドロが扱われる。ドルバックについては、キリスト教的習俗腐敗論を、人間本性の全肯定によって論駁すること、モンテスキューに抗して、風土ではなく世論が影響を及ぼすと主張すること、基本的には四体液説に依拠しているため、ある種の生得性を承認する点で、エルヴェシウスなどに比べると先鋭性に欠くこと、などが指摘される。生氣論を唱導していたディドロにとっては、習俗とは、本性＝自然、および社会的規範(法や道德)との間に人が位置決めをするその仕方に対応するものであった、との解釈が示

される。第 5 節ではエルヴェシウスの著作、主として『精神論』1758 が扱われる。エルヴェシウスの構想は、すべての人間に共通する身体的感受性→快苦原則→自己愛・自己保存という行動原理を踏まえ、個別利害と共通利害との調和によって人間社会を最適化するものと捉えられる。道徳の可能性は、個別利害と共通利害の調和への努力のうちに開かれ、逆に習俗の腐敗は両者の乖離に帰されることが指摘される。習俗を規定するのは、あくまでも道徳的要因（具体的には政治体制）であり、外的自然である風土の影響力は排除された。人間行動の源泉として設定される身体感受性と快苦原則を介して、エルヴェシウスの唯物論は次章で扱うカバニスに継承されることが指摘される。

第 11 章では、カバニスの『人間心身関係論』が扱われ、伝統的習俗概念が道徳論から駆逐されることが考察の対象となる。まず、道徳に関する考察から伝統的習俗概念を完全に駆逐することになるこの著の分析が行われる。身体の学である医学と精神の学との統合を目指すカバニスは、道徳を人が取得するプロセス、道徳を人が人に教育するプロセスを個別身体論を基礎にして構想しており、自然の光により基本的道徳が普遍的かつ生得的に人間に埋め込まれていると見る自然法の道徳論とは根本的に立場を異にする。また、独特の生氣論により、身体器官に知覚能力のみならず「欲求」の能力を認める点において、感覚論を超える。さらに、集団のふるまいの道徳的特質をあくまでも諸個人の道徳的習慣の集積と見る点において、集団の気質や習俗の獲得に風土の影響を見る立場（ヒポクラテス、モンテスキュー）と対立する。カバニスは、道徳的習慣の獲得を身体的習慣の獲得と捉えたうえで、その延長上に教育を構想する（第 1 節）。第 2 節では、人間の道徳的ふるまいの機序に関するカバニスの立論が整理され、伝統的習俗概念、諸国民の歴史の蓄積によって価値化された習俗概念が、機序から脱落していくことが指摘される。第 3 節では、ルネサンス以来、カバニスに至る思想家たちが構想した、道徳的ふるまい出現の機序が整理される。

第 12 章は、本論文中の主要な論点の確認である。

3 本論文の成果と問題点

成果：

フランス語の *mœurs* には日本語ではいちおう「習俗」の語をあてるにしても、極めて多義的に使用され、明確な定義を与えることが難しい。しかしながら、多くの思想家がこの言葉を用いて道徳のみならず多岐にわたる問題を議論していたことを考えれば、「習俗の思想史」を研究する意義は大きい。著者は、この概念に関する言説の源流を、アリストテレス、キケロ、ヒポクラテス、アウグスティヌスなど古代にまで遡ったうえで、ルネサンスから革命期に至るまでの「習俗の思想史」を大量の文献を渉猟することで説得的に描き出した。その学術的意義はもちろんのことながら、A4 で 600 ページを超える論文のボリュームにも敬意が払われるべきであろう。

論述の説得性に大きく寄与しているのが、方法論に関する周到な準備作業である。その第一は、各思想家の言説のコンテクストを形作る可能性のある、習俗に関わる 12 個のトポス（著者は問題系と呼ぶ）を予め設定したことである。この作業により、それぞれの思想家の

道徳思想において、どのトポスがアクティブなのかが明瞭になり、論述の見通しが確たるものとなった。

道徳行為にいたる機序の構想において、伝統的意味での「習俗」が占める序列は、それぞれの思想家によってずれがある。著者の準備作業の第二は、この機序内の各項の序列を「フロー」と呼び、習俗、知、法、身体などの各項の位置関係を上流、下流という表現で明確にしたことである。この作業により、各思想家の相関関係が非常に把握しやすくなった。

このふたつの準備作業は、著者の道徳思想史の記述の成功に大きく寄与したと思われる。

なかでも特に注目すべきは、モンテスキュー論である。著者は、モンテスキュー以前の習俗論において、一見自由に選択されたかに見える「習俗と徳」「習俗と奢侈」「習俗と腐敗」「習俗と監察」といった問題系が、実は当為として、共和政ローマとの比較論、他の文明圏（特にアジア）との比較論を強制していたことを指摘したあと、モンテスキューこそが三政体論と風土論を導入し、穏和な君主政（ヨーロッパ）を共和政（ローマ）や専政（アジア）から相対的に価値化することによって、この強制から習俗論を解放したと主張する。著者によれば、これによって18世紀中葉以降、知識人たちは「自らの」道徳や習俗を、従来の比較参照系（「かれら」）への心理的負荷なしに論ずることができるようになったのである。この論点は、上記の周到な準備作業によって説得的に展開されており、モンテスキューの風土論が担った機能を明確に示した点で評価される。ヨーロッパという「穏和な中間地帯」をそれとなく特権化する他の思想家たちの言説群への論及をも含めて、研究史への貢献は非常に大きいと思われる。

問題点：

著者自身が認めるように習俗と関連付けられる問題系は12に留まるものではなく、別の問題系を立てることも可能である。たとえば「習俗と信仰」という問題系を提示することもできたかもしれない。真に正しい習俗を確立もしくは維持できるのはキリスト教信仰のみであるとする主張は護教論の重要な要素のひとつであるし、この問題系は本論で扱われているアウグスティヌス、クロード・フルーリ、フェヌロンらの解釈、さらには大航海時代以降に発見された「非ヨーロッパ・非キリスト教世界」の位置づけにも関わるものであろう。

自然法学者たちの議論が、他者との関係における自己保存という枠組を明確化することで、習俗の思想史において重要な画期となったことは理解できる。しかし、その枠組を引き継いだ唯物論者が、保存されるべき「自己」を唯物論的に解釈し、物質的な意味での身体を「自己」の基盤に位置づけたことで、道徳論に何をもたらしたのかが明確に説明されていると思えない。この問題は、個人と対象とした身体の習慣づけと教育とに道徳問題を還元してしまうことで習俗論自体に終止符を打ったとされるカバニスの解釈にも関わるだろう。

著者の中心的関心のひとつである「習俗に関する学」*science des mœurs* について、*science* はほぼ一律に「学」、*mœurs* は「習俗」と訳されている。しかし、*mœurs* は「人間集団の習俗」という語義の他に、「生き方」のような語義を持つこともある（Trévoux, 1743の第2語義）。また、*science* という言葉も多義的であり、常に「学」と訳すことには問題が多い。そのため「習俗に関する学」の成立という観点からの著者の説明は自然法学者については説得的であっても、モラリストたちの議論を理解する際には違和感を覚える。たとえば、著者

はパスカルの『パンセ』L23/B67の *science des mœurs* も「習俗に関する学」と訳し、パスカルが「習俗の多様性ゆえの人間相互理解の不可能性」を展望していたことの論拠とするが、交差語法を枠とするパスカルのこの章句はどう見ても単に、外界の学 *sciences extérieures* の虚しさや「生き方に関する知」*science des mœurs* の豊かさの対比であり、18世紀においてもそのように理解されていたことは確実である。「習俗」「学」という訳語に拘ったがゆえの錯誤の一例である。

その他、些細な問題ではあろうが、著者の実力からすれば不思議な、なんでもないフランス語文の誤訳が時々見られる。時間の制約の中での不注意なのだろうが、上記訳語の問題をも含めて惜しまれる点である。

しかし、以上の問題点は、本論文が達成した成果を毀損するものではない。本論文は、ルネサンスから革命までのフランス近代の道徳思想史を、習俗という問題概念を軸に論じ切った画期的な研究であり、非常に優れた学術的価値を有している。今後の研究のさらなる発展と精密化に期待したい。

4 結論

以上のことから、本論文が学位論文に値するすぐれた研究であると認められ、著者に一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えられる。

最終試験結果の要旨

2016年3月9日

論文審査委員
森本淳生
森村敏己
佐野泰雄

2016年2月22日、学位請求論文提出者 田中大二郎氏の論文「フランス近代思想史 — 習俗の十八世紀。古代・ルネサンス・モラリスト・自然法・モンテスキュー・風土・唯物論・フランス道徳思想史」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、田中大二郎氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって、田中大二郎氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有することを認定し、最終試験での合格を判定した。